

令和元(2019)年度諮問(一)第4号  
答申(一)第2号

「生活保護法に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

## 第1 審査会の結論

那須福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人が成年後見人を務める生活保護受給者（以下「当該被保護者」という。）に対して平成〇（〇〇）年〇月〇日付けで行った生活保護法（昭和25年法律144号。以下「法」という。）第26条に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

平成〇（〇〇）年〇月〇日、当該被保護者は生活困窮のため、居住地の〇〇町を管轄する処分庁に対して保護申請を行い、同日付けで生活保護（以下「本件保護」という。）が決定された。

平成〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人は、〇〇地方裁判所において当該被保護者の成年後見人に選任された。

平成〇（〇〇）年〇月〇日、処分庁は、〇〇町役場に配置されている生活保護困窮者自立支援相談員（以下「自立支援相談員」という。）から、当該被保護者が既に5か月程度の期間にわたり、〇〇市に居住する知人（以下「当該知人」という。）宅で衣食住の面倒を見てもらっており、住所地の〇〇町町営住宅に居住していない可能性があるとの情報を入手した。

同月〇日、処分庁は、当該被保護者や審査請求人、当該知人ほか関係者に参集を求めて会議（以下「〇月〇日会議」という。）を開催し、「当該被保護者は約5か月前から当該知人宅で生活している」、「当該被保護者は今後とも当該知人宅で生活していきたい意向を持ち、当該知人も同意している」及び「当該被保護者の成年後見人である審査請求人はこれらのことについて特段の異論はない」等の事実を確認したため、本件保護について、平成〇（〇〇）年〇月に遡っての廃止又は平成〇（〇〇）年〇月〇日からの廃止を検討する旨を説明した。

平成31(2019)年〇月〇日、審査請求人は、処分庁の上級行政庁である栃木県保健福祉部保健福祉課に、「当該被保護者が今後どこで生活していくか、当該被保護者と改めて話し合い、速やかに報告する」旨を説明し、処分庁はその旨の連絡を受けた。

同月〇日、処分庁は、本件保護の廃止について、審査請求人からの当該被保護者の今後の生活についての回答を待って対応することを決定した。

同月〇日、審査請求人は、当該被保護者の妹や当該知人等と当該被保護者の今後について話し合い、翌3月〇日、処分庁に「当該被保護者は引き続き当該知人宅で生活し、〇〇町の町営住宅は引き払うこととなった」との報告を行った。

これを受け、処分庁は、当該被保護者が〇〇市の当該知人宅に転居したとして、同日付けで、同年〇月〇日に遡及して本件保護を停止する処分（以下「本件処分前の停止処分」という。）及び同年〇月〇日を廃止期日とする管轄区域外への転出による本件処分を行った。

同月12日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

審査庁は、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、令和2（2020）年3月25日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

### **第3 審査関係人の主張の要旨**

#### **1 審査請求人**

当該被保護者が〇〇市の当該知人宅に滞在していたのは一時的なものであり、保護を廃止する場合は一定の停止期間を設けた上で当該被保護者の意思を確認しながら段階的に進め、保護の移管をするべきである。

本件処分は障がい者への合理的配慮を欠いた廃止決定であり、〇〇市への情報提供や担当者の引継ぎ、交通事故賠償金の返還、住宅退去時の原状回復費用など、その過程及びこれまでの処遇に疑義があるため、処分庁が行った本件処分の取消しを求める。

#### **2 審査庁**

審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

### **第4 審理員意見書の要旨**

#### **1 審理員意見書の結論**

本件処分を違法又は不当とする請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却される

べきである。

## 2 審理員意見書の理由

### (1) 居住地が移転したとする認定の妥当性について

居住地の移転については、移転先に居住事実があることのほか、本件については〇〇町に自宅があることから、当該知人宅への滞在が一時的なものではなく、移転先が生計の本拠として継続性・期待性がある住まいであることを確認する必要がある。

審査請求人は、当該被保護者が当該知人宅に滞在しているのは一時的なものであり、処分庁の居住認定は拙速な判断であると主張しているが、処分庁は、〇月〇日会議において、当該被保護者や当該知人から、当該被保護者が既に約5か月の期間にわたり当該知人宅で生活をしていることを確認し、また、当該被保護者には引き続き当該知人宅に居住する意向があり、当該知人にも支障ない旨を確認している。

さらに、処分庁は、審査請求人が当該被保護者を含む関係者と話し合い、意思確認を行う期間として1か月程度の生活保護停止期間を置いた上で、最終的には、審査請求人から、当該被保護者が〇〇市の当該知人宅に引き続き居住することとなり〇〇町の町営住宅は引き払うこととなったとの連絡を受けて、本件処分を決定していると認められる。

これらの事実経過から、当該被保護者の居住実態が当該知人宅に移転したとして管轄区域外への転出を認定したことは妥当と認められる。

また、審査請求人は、〇月〇日会議が当該被保護者にとって強圧的な雰囲気で行われたと主張しているが、〇月〇日会議は、成年後見人である審査請求人や当該知人など当該被保護者本人の立場を説明し擁護することのできる関係者も出席するなど、一定の配慮のもとに事実確認等が行われていることから、本件処分の妥当性を左右するものではないと考えられる。

- ### (2) 管轄区域外に居住地を移転したことによる保護廃止の妥当性について
- 法第19条第1項では、保護の実施機関は、「その管理に属する福祉事務所の管轄区域内に居住地を有する要保護者」及び「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現有地を有するもの」に対して「保護を決定し、かつ、実施しなければならない」とされているため、被保護者が管轄区域外に居住地を移転した場合には、同規定による実施責任はないこととなる。

また、保護の廃止に関しては、法第26条において、「被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定」しなければならないと規定しているのみであり、保護を要する状態で、管轄区域外に居住地が移転する場合については、法は実施機関相互の保護の移管の手続に関する規定を用意しておらず、国の通知等においても、これに関する規定はない。

このため、移転先で生活保護の受給を希望する場合には、法第24条第1項の「保護の開始を申請する者」は「申請書を保護の実施機関に提出しなければならない」との規定に基づき、保護の開始に係る申請書を、移転先住所地を管轄する保護の実施機関に提出する必要があると解されるが、その際、転出前の保護が廃止されないままでは新たな保護の申請をすることはできないことから、移転前の保護については被保護者の転出をもって廃止する必要があると解される。

したがって、所管区域外への転出により保護を廃止することは妥当であり、県作成の「生活保護のてびき」の第18においても、法第26条に基づき廃止する場合の一つとして、「実施機関の管轄区域外に転出するとき」が明記されている。

以上から、当該被保護者が管轄区域外に転出したことにより処分庁が保護の廃止を決定したことに、違法又は不当な点はないと考えられる。

### (3) 停止期間の妥当性について

本件処分前の停止処分による1か月の生活保護の停止期間について、審査請求人は、「廃止は拙速であり3か月から6か月の停止で様子を見るべきである」と主張している。本件処分に至る経過を見てみると、当該被保護者は、〇月〇日会議の時点において、既に約5か月程度の期間に渡り〇〇市の当該知人宅で生活をしていたことが確認されている。本件処分前の停止処分は、さらに今後将来にわたる居住の意思について、当該被保護者の意向を、成年後見人である審査請求人が当該被保護者を含めた関係者らと話し合い、最終的な意向確認をするために約1か月を期間としたことが認められる。

昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(以下「課長通知」という。)の第10の問12及びその答えの1(2)は「一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお确实性を欠くため、

若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき」保護を停止すべき、と規定しているが、約1か月の期間については、月単位で生活需要を測定する生活保護の算定等の一般的な期間であることや、この期間において確認すべき事項が、今後も〇〇市の当該知人宅で生活を続けるのか、あるいは〇〇町の町営住宅に戻るのかについての意向確認であることから、「若干期間」として不適切とまではいえないと考えられ、違法又は不当な点はないと考えられる。

(4) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

審査請求人は、その他、「当該被保護者が〇〇市の当該知人宅に居住することになる場合は、〇〇市社会福祉事務所に保護の移管をすべきである」、「保護受給中のケースワーカーの当該被保護者に対する対応が障害者に対する配慮を欠いていた」、「町営住宅の退去に伴い家財や位牌仏壇等の処分に約〇万円、原状回復やクリーニング代等として約〇万円の請求があり、これは、当該被保護者の生存を脅かすもので、社会全体で守るべき知的障害者の生存を否定するものである」、「当該被保護者が知的障がい者であることに対する処分庁の配慮がなされていない」など種々主張しているが、いずれも本件処分に係る上記の判断を左右するものではない。

(5) まとめ

以上のことから、本件処分は、法令や各種通知に則って行われたものであり、違法又は不当な点はないことから、適法かつ妥当な処分であると認められる。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 本件審査請求について

本件処分は、処分庁が当該被保護者が管轄区域外である〇〇市に転出したとして、保護の廃止処分を行ったものであるため、本件処分に違法又は不当な点があるか否かについて、以下検討することとする。

(1) 当該被保護者の居住地が処分庁の管轄区域外に移転したとする認定について

ア 法第19条第1項で、保護の実施機関は「その管理に属する福祉事務所の管轄区域内に居住地を有する要保護者」及び「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所内

に現在地を有するもの」に対して「保護を決定し、かつ実施しなければならない。」とされている。

保護の実施責任に係る具体的な取扱いについては、昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生次官通知「生活保護法における保護の実施要領について」第2において、「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいう。」、「なお、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定の期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること」とされている。

また、平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護別冊問答集について」第2の(1)において、「生活保護でいう居住地」とは「その者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいい、空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいう。」とされている。

イ これらを本件処分に係る居住地認定について当てはめてみると、処分庁から提出されたケース記録の写し(以下「本件ケース記録」という。)によれば、処分庁は、○月○日会議で、当該被保護者がその時点において既に5か月程度にわたり○○市の当該知人宅に居候しており、今後も当該知人宅で生活したい意向があることを確認したこと、また、平成○(○○)年○月○日に審査請求人から、当該被保護者が今後も継続して当該知人宅で生活し、○○町の住宅は○月中に引き払うとの連絡を受け、この連絡によって当該被保護者の居住地が管轄区域外の○○市に移転したと認定したことが認められる。

ウ 審査請求人は、「当該被保護者が当該知人宅に居住しているのは一時的に居候しているだけであり処分庁の居住地認定は拙速」と主張しているが、審査請求人は、イのとおり、平成○(○○)年○月○日に処分庁に対して、当該被保護者が今後も継続して当該知人宅で生活する旨を連絡しており、自身が処分庁に説明した内容と矛盾することから、審査請求人の主張は採用できない。

以上のことから、本件処分に係る居住地認定に違法又は不当な点は認められない。

(2) 当該被保護者の居住地が管轄区域外に移転したことを理由に保護を廃止したことについて

ア 法第26条では「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」とされている。

また、「生活保護のてびき」の第18の1の(1)で、法第26条の保護を必要としなくなったために廃止する場合の事例として、⑤に「実施機関の管轄区域外に転出するとき。」が明記されている。

イ 本件処分については、処分庁は上記アの規定等に従って当該被保護者の管轄区域外への転出をもって保護の廃止を決定しており、このことに違法又は不当な点は認められない。

(3) 保護の停止期間について

ア 本件処分前の停止処分による1か月間の生活保護の停止について、審査請求人は、「保護を廃止するのであれば6か月程度停止期間を設けて指導・助言を行い、(当該被保護者に) 変わりがなければ廃止、と段階的に進めるべき」、「廃止は拙速で3か月から6か月の停止で様子を見るべき」と主張している。

イ 課長通知の第10の間12の答では、法第26条による保護の停止を行う場合の取扱い基準として「一応保護を要しなくなったと認められるが、その状態が今後継続することについてなお確実性を欠くため、若干の期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき」とされている。

ウ 本件処分についてみると、本件ケース記録から以下のことが確認できる。①処分庁は、○月○日会議において、当該被保護者が既に約5か月にわたり〇〇市の当該知人宅で生活していること及び今後も当該知人宅で生活したい意思を持っていることを確認し、翌○月○日付け又は5か月前の平成○(〇〇)年○月に遡っての廃止を検討することを伝えた。②審査請求人がこれに疑問を呈し、当該被保護者の意思を改めて確認して報告するとの申し出があったため、審査請求人の意向を尊重し、その報告を待つて処分を決定することとし、平成○(〇〇)年○月中の処分を留保することとした。③同年○月○日の審査請求人からの回答によって、当該被保護者が〇〇市の当該知人宅に引き続き居住して〇〇町には戻らないことを確認した上で、本件処分の決

定を行った。

これらのことから、処分庁は、同年〇月の1か月間を、当該被保護者が今後も継続して〇〇市の当該知人宅に居住することの現実性を確認するために必要とする「若干の期間」に充てたと見ることができる。

したがって、同年〇月以前に当該被保護者が既に約5か月にわたり〇〇市の当該知人宅で生活していた事実も考え合わせれば、本件処分前の停止処分の期間を1か月間としたことについて、違法又は不当な点は認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

ア 保護の移管について

- (ア) 審査請求人は、「3か月から6か月の停止で様子を見る。その上で（当該被保護者が）〇〇市に住むというのなら、〇〇市に移管すべき」と主張しており、本件ケース記録においても、審査請求人から「（当該被保護者が）引き続き〇〇市で生活保護を受けられるように〇〇市に生活保護の移管をしてもらえないか」との要望をしていることが確認できる。

これに対して、処分庁は、法や国の通知においては、保護を要する状態の者が管轄区域外に転出する場合について、実施機関相互の保護の移管の手続に関する規定はないと主張すると同時に、本件ケース記録においては、「移管とはならない」「移管を当事務所から〇〇市に依頼する状況にない」旨を審査請求人に対して説明していることが確認できる。

これについて、審査会が審査庁に確認したところ、生活保護における「移管」とは、一般的に「転出先の管轄となる福祉事務所が、当該転入者の保護開始申請に対する開始決定をするに際し、転入前の保護受給状況を踏まえて、当該福祉事務所の裁量により、預貯金等について継続ケースと同様に扱う等の取扱いをすることを指す」とのことである。

さらに、当該被保護者の〇〇市の当該知人宅への転居については、要保護状態の単身者が単身のまま転出するのではなく、知人宅に同居する形での転出であり、転出前の生活状態と同様とみなすことはできないことから、「移管」の手続は適切ではなく、

転出後の当該被保護者の生活状態の要保護性については、〇〇市において改めて審査を受ける必要があるとのことである。

- (イ) 課長通知の第10の問9では、「他の実施機関の管内で保護を受けていた者が転入してきた場合」について、「その者にかかる保護の要否判定及び程度の決定は、保護受給中の者に対する取扱いと同様に行って差し支えない」としているが、同回答のただし書として「この取扱いは、当該転入した要保護者の保護の継続の要否について審査を要しないことを意味すると解してはならない」としているところである。

これを、当該被保護者の居住地移転について見ると、単身世帯であった〇〇町での生活と当該知人宅に同居という形の〇〇市での生活では生活状態が大きく異なるため、要保護性については、新たな審査を要すると考えられる。

したがって、当該被保護者については、転出前の保護が廃止されないままでは転出先において新たな保護の申請を行うことはできないことから、〇〇町からの転出により本件保護を廃止し、転出先の〇〇市において改めて保護開始申請を行うよう指導した処分庁の対応に、違法又は不当な点は認められない。

- (ウ) また、ケース記録によれば、処分庁は、本件処分と同日の平成〇(〇〇)年〇月〇日、〇〇社会福祉事務所の担当者に対して、当該被保護者及び本件処分の経緯等について説明したとされており、この点についても遺漏はなかったと考えられる。

#### イ ア以外の主張について

審査請求人はその他、「知的障がい者である当該被保護者にとって、〇月〇日会議の雰囲気はストレスを与えるものであり人権侵害ではないか」、「処分庁の担当職員の交替に伴う引継ぎが十分ではなく金銭管理指導等に一貫性がない」、「処分庁が訪問不在時に使用した不在連絡票は障がい者への配慮が欠落している」、「処分庁と自立支援相談員及び町役場との連携が不十分である」、「町営住宅の退去費用等の請求があり、保護の廃止決定処分は要保護者の生存を脅かすものである」など、種々、主張しているが、それらの主張は、いずれも本件処分に直接関係のある事項ではなく、上記判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上のことから、本件処分は、審理員意見書のとおり、法令や各種通知の規定に基づき、適法かつ適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がない。

**2 審査請求に係る審理手続について**

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

**3 結論**

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 2 (2020) 年 3 月 27 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 2 (2020) 年 4 月 27 日 (第33回審査会第 1 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第 1 回審議
令和 2 (2020) 年 5 月 22 日 (第34回審査会第 1 部会)	・ 第 2 回審議

## 栃木県行政不服審査会第 1 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
秋 山 伸 恵	医師	
黒 田 葉 子	元栃木県労働委員会事務局長	部会長職務代理者
島 菌 佐 紀	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学地域デザイン科学部 教授	部会長

(五十音順)